

2019年1月8日
全国港湾18発第52号

各 地方労働審議会港湾労働部会 委員 殿



労政審港湾労働専門委員会の審議状況と地方港湾労働部会の取り組みについて

周知の通り、労政審港湾労働専門委員会は、19年4月1日施行予定の新たな港湾雇用安定等計画の策定に向けて審議しています。この間、3回の審議と各地方におけるヒヤリングを行い、昨年12月26日には第4回目となる第35回専門委員会の審議を行った。

その結果、審議を中断し座長が労使別々に意見を聴取する場を設け、公益としての見解を付して本案を承認することの検討を求めてくるなど緊迫した審議を経て、組合側委員から「組合側委員は、不十分さがあり賛成していない」としていることを付して、地方審議会において報告案と計画案について審議することとなった。また、両文書案のとりまとめにあたって、組合側委員の主張に関する公益代表委員見解を付すことも確認している。

以上により、専門委員会は報告書案と計画案に組合側の意見反映しきれていないという問題があり、地方審議会ですぐに地域の現状を踏まえた意見・主張を取り組み、それを踏まえて、次回(第36回専門委員会)の審議で組合側の意見を更に主張していく方針です。

については、これから各地区で行われる地方審議会において、組合側の主張や見解を反映させる取り組みを、下記の通り進めるよう指示します。

なお、第35回専門委員会の経過については、FAX 発信 49号(12月28日付け)を参考にされたい。

記

1. 各地方審議会委員は、各地区で行われる地方労働審議会港湾労働部会に積極的に参加し、「報告書(案)」に盛り込まれたものも含め、「計画(案)」に組合側の主張が盛り込まれるよう取り組むこと。

なお、主張にあたっては、可能な限り地域の事情を反映したものとなるよう工夫して対応されたい。

2. その際の主張点は、下記の通りとする。

(1) 「全港・全職種適用」と「港湾倉庫の指定のための運用」並びに、「港湾労働者の福祉向上・雇用安定」の課題を柱として、各地区(港)の事情をふまえて主張し、あらたな「5ヶ年計画」に書き込むよう主張すること。

- (2) 全港・全職種適用について、労使合意していることや、報告(案)でも記述されていることから、法改正に向かって土台となるよう、調査を始めるなどの具体的な計画を新5か年計画に書き込むこと。
- (3) 各地区の港湾・物流施設(マルチテナント方式など)の現状に合わせて、「港湾倉庫」の指定が重要な課題であること、そのために指定のルールをも変えていくことをめざせるよう措置し、それが法の主旨に資することとなり、その方向を計画に書き込むこと。
- (4) その他、地区の事情に対応した、港湾労働の安定に資する課題を計画に反映すること。

以 上

<添付> ①公益代表委員見解 ②報告書(案) ③ 計画(案)/現計画との対比

*上記②報告書(案)と③計画(案)が読みにくい場合は厚労省HPを参考にされたい。